

2. 生命保険

2024年の中国生命保険業界は総収入保険料が前年比13.2%増の4兆56億元となり、マクロ経済の低迷にもかかわらず、新型コロナ禍後連続2年で2桁進展を実現した。同時に、2024年下期の中国株式市場の回復と金利引き下げによる国債価格上昇の影響を受け、資産運用を通じて投資収益を確保。大手上場生命保険会社をはじめ、大半の生命保険会社で大幅な増益となった。生命保険市場全体としては、上場5社および非上場会社1社の先行内国系生保会社計6社が引き続き全体を牽引する構図となっており、収入保険料のほぼ半分のシェアを握っている。そうしたなか、外資系生保会社の業績は安定的に拡大を続けており、シェアは前年比横ばいなるも、収入保険料は前年比11.0%増と健闘を続けている。監督当局は、保険業界のハイクオリティ発展という国策実現に向け、生命保険の「保障」回帰、度重なる生命保険商品予定利率の引き下げ、販売チャネルに対する代理販売手数料の「報行合一」政策、保険販売行為管理弁法等、次々と行政指導・監督管理を打ち出している。そうしたなか、9月11日には中国保険業界の将来発展の指針となる新「国十条」が国務院より発出され、監督管理強化、リスク防止、業界のハイクオリティ発展の3つを軸に、今後5年・10年のマイルストーンおよびその具体目標と9項目が示された。新「国十条」を受け、生命保険業界では厳格な監督管理態勢維持のもと、業界の規範的且つハイクオリティな発展に向けたいっそうの取り組みが求められることとなる。

生命保険市場概要

2024年生命保険マーケット業績

2024年、中国生命保険業界の総収入保険料は4兆0,056億元に達し、前年比13.2%増となった（表1）。低金利環境において、安全且つ収益が安定している生命保険商品に対する国民の選好意欲はますます強くなり、前年に続き2桁成長を実現した。ただし、月別の進展状況を見た場合「安定成長→急速成長→落ち込み」というトレンドとなった（表2）。これは、コロナ禍後の経済回復に伴い、引き続き生命保険商品の対面販売が活発に展開されたことに伴う「安定成長」となった。その後、監督当局より生命保険商品予定利率調整に関する要請が出されたことから、駆け込み需要・販売が発生し「急速成長」となった。その後は、その反動を受け12月まで「落ち込み」という流れとなった。

表1：2015～2024年の生命保険会社全般の収入保険料推移（単位：億元）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
収入保険料	15,859	21,693	26,040	26,261	29,628	31,674	31,224	32,091	35,379	40,056
前年比	24.9%	36.8%	20.0%	0.8%	12.8%	6.9%	△1.4%	2.8%	10.3%	13.2%

出所：国家金融監督管理総局（元銀保監会）ホームページ

表2：一般生命保険商品収入保険料各月伸び率

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
同期比 (%)	7.94	20.02	25.00	13.98	15.55	19.70	16.12	68.40	15.76	△3.77	△3.52	△0.65
保険料												

出所：国家金融監督管理総局（元銀保監会）ホームページ

下表から、新契約（一時払+平準払）収入保険料の割合は2010年をピークに減少トレンドとなっているが、これは新契約平準払方式の収入保険料が安定的に伸びているためであり、結果的に既契約収入保険料の割合が引き上がっている。

表3：保険料払込方式別収入保険料割合の推移

年			新契約	既契約収入 保険料
	新契約一時払	新契約平準払		
2010	48%	17%	65%	35%
2011	41%	15%	56%	44%
2012	34%	15%	49%	51%
2013	33%	14%	47%	53%
2014	38%	14%	52%	48%
2015	43%	16%	59%	41%
2016	44%	20%	64%	36%
2017	37%	22%	59%	41%
2018	23%	21%	44%	56%
2019	22%	21%	43%	57%
2020	21%	19%	40%	60%
2021	21%	18%	39%	61%
2022	12%	19%	31%	69%

注：2023年のデータは2025年3月時点公表なし

出所：2023年「中国保険年鑑」

生命保険種類の状況

2024年、生命保険会社取扱主力商品である「伝統型生命保険」「傷害保険」「健康保険」の保険料収入はそれぞれ3兆1,917億元、7,731億元、408億元だった。低金利環境において、安全且つ穏健な生命保険商品に対するニーズは日増しに強くなり、「伝統型生命保険」の占める割合は8割近くまで上昇、前年同期比で15.4%増となった。健康保険は健康リスクの高まりから前年同期比で6.2%増となるも、全体に占める割合は2割程度となり、手軽に加入でき、保険料が安価な意外保険の割合はわずか1%にとどまった。

表4：保険種別収入保険料の状況（単位：億元）

保険種類	2021年		2022年		2023年		2024年	
	収入保険料	シェア	収入保険料	シェア	収入保険料	シェア	収入保険料	シェア
伝統生保	23,572	75.5%	24,519	76.4%	27,646	78.1%	31,917	79.7%
傷害保険	583	1.9%	499	1.6%	450	1.3%	408	1.0%
健康保険	7,069	22.6%	7,073	22.0%	7,283	20.6%	7,731	19.3%
上記合計	31,224	100%	32,091	100%	35,379	100%	40,056	100%

出所：国家金融監督管理総局（元銀保監会）ホームページ

販売チャネルの動向

生命保険会社の主要販売チャネルは、依然として保険代理人と銀行窓口での代理販売であり、全体収入保険料の9割弱を占めている（表5）。2018年以降、銀行窓口での代理販売収入保険料は約6割に迫る勢いとなっており、それに伴い個人代理人チャネル収入保険料割合は大きく縮小する結果となっている。これは、大手生保会社を中心に、2019年頃から展開している代理人チャネル改革による影響が大きく、個人代理人数の大幅減少とそれに伴う業績の押し下げに起因しているが、足もとでは取り組みが着実に実を結び、個人代理人チャネルは持続的に回復の兆しを見せつつある。

表5：販売チャネル別収入保険料割合の推移

	銀行・郵政代理	個人代理人	その他
2010	50.0%	41.1%	8.9%
2011	47.8%	44.6%	7.6%
2012	41.5%	48.6%	9.9%
2013	36.7%	51.2%	12.1%
2014	39.0%	48.7%	12.3%
2015	41.7%	47.5%	10.8%
2016	44.1%	46.2%	9.7%
2017	50.2%	40.7%	9.2%
2018	30.9%	58.8%	10.3%
2019	30.3%	58.2%	11.5%
2020	31.9%	56.7%	11.4%
2021	33.3%	54.6%	12.1%
2022	37.2%	50.9%	11.9%
2023	36.7%	50.9%	12.4%

出所：2024年「中国保険年鑑」および中国保険行業協会

生命保険市場における主要会社の収入保険料状況

現在、中国生保市場には生保会社（養老保険・健康保険を含む、保険集団除き）が83社、うち内国系60社、外資系23社（外資独資3社を含む）が存在している。また、上場5社および非上場会社1社の先行内国系生保会社計6社（表4）が、依然として市場全体を牽引している。2024年の上記6社の収入保険料は、合計1兆9,907億元で前年比7%増となり、業界全体の収入保険料に対し49.7%（2022年55.2%、2023年52.6%）とほぼ半分のシェアを占めるに至っているものの、近年そのウエイトは徐々に低下し続けている。

表6：先行大手6社の収入保険料状況（単位：億元）

会社名	2021年	2022年	2023年	2024年	前年比
中国人寿	6,200.0	6,152.0	6,415.0	6,717.0	4.7%
中国平安人寿	4,570.3	4,392.8	4,665.0	5,029.0	7.8%
中国太平洋人寿	2,096.1	2,223.4	2,331.0	2,388.0	2.4%
新华人寿	1,634.7	1,631.0	1,659.0	1,705.0	2.8%
中国太平人寿	1,486.9	1,540.0	1,689.0	1,785.0	5.7%
泰康人寿（非上場）	1,647.2	1,784.1	2,032.0	2,283.0	12.0%
上記合計	17,635.2	17,723.3	18,611.0	19,907.0	7.0%

出所：保険協会および各社ホームページによる公表情報

なお、2024年「中国保険年鑑」の統計によると、外資系生保会社の業績は安定的に拡大を続けており、同年収入保険料は前年比11.0%増、マーケットシェアは11%と前年比横ばいである。

生命保険業界の動向

規制動向ほか

「新国十条」

国務院は2024年9月11日に「リスク防止の監督管理強化を通じた保険業のハイクオリティ発展推進に関する若干意見」を発表した。これは2006年、2014年の発表に次ぐもので、保険業の新「国十条」と呼ばれている。「新国十条」では、監督管理強化、リスク防止、業界のハイクオリティ発展の3つを軸に、今後5年間（～2029年）で、保険業ハイクオリティ発展の枠組み・基礎の構築、10年間（～2035年）で、高い国際競争力を有する保険業の新たな基本的枠組みを構築していくという改革・発展のマイルストーンおよびその具体目標と9項目が示された。例えば、監督管理面においては、厳格な市場参入、持続的監督管理、法令順守の強化が示された。リスク防止の観点からは、制度体系構築、予兆管理・未然防止などがある。ハイクオリティ発展の観点からは、サービスレベル向上、改革開放深化、持続可能な発展能力強化などが挙げられた。

「報行合一」政策

監督当局は2023年8月、「銀行窓口が代理販売する保険商品の規範に関する通達」を発表した。各生命保険会社が銀行へ支払う販売手数料については、監督当局に事前に届け出た手数料と合致すること、いわゆる「報行合一」を要求した。2024年には関連する規制文書が相次いで発出され、保険業界は本格的に「報行合一」を全面的に推進する時代へと突入した。2024年2月と8月には、代理店チャネルおよび個人代理人チャネルにも同様の取り組みを推進していくことが示された。

「報行合一」という取り組みは、業界としての新たなチャレンジであるものの、長期的には保険業界の持続的かつハイクオリティ発展を実現するためには不可避の対応である。経営の規範化、費用差損リスクの低減と同時に、業界全体の透明性を高め、市場の公平な競争を促進するものであると言える。

生命保険商品の予定利率調整

監督当局は2024年8月、「生命保険商品の価格メカニズムの健全化に関する通知」を発表した。そのなかで、長期保険商品の予定利率引き下げに関する通知を行った。これにより、保険商品の予定利率上限は従来に比して0.5%引き下げられた。この調整によって、業界全体の利差損リスク解消、保険会社の支払余力に対する圧力の緩和、金融市場とバランスさせていくという方向性が明らかとなった。

また、当該通知では、生命保険商品の予定利率を一括して引き下げ、規定に合致しない商品は切り替えまで販売中止することが求められた。具体的には、2024年9月1日より新たに届け出る普通型保険商品の予定利率上限は3.0%から2.5%へ、10月1日から新たに届け出る有配当保険予定利率の上限は2.5%から2.0%へ、万能保険の最低保証利率上限は2.0%から1.5%となった。

老後を支える年金商品

監督当局は2024年10月、「商業保険年金の発展に関する通知」を発表し、同年12月には中国人民銀行ほか9部門と共同で「シニア経済ハイクオリティ発展に向け中国式養老産業への金融におけるサポートに関する指導意見」を発表し、年金保険の第1・第2・第3の柱を発展・促進させること、商業保険年金商品の革新をさらに推進することを求めた。商業保険年金商品は、保険会社が開発した第3の柱に区分される商品の総称である。

2024年の展望および課題

新たに示された新「国十条」は、保険業界が発展の過程で生み出したリスクと問題を段階的に解消しつつ、生命保険業界の高品質な発展に向けた新たな成長段階に導いていく見込みであり、生命保険各社には、ニーズを満たす多様な商品・サービスの提供、販売ルートの多様化と強化、穩健且つバランスのとれた資産配置、十分な支払余力および効果的なガバナンスと内部統制システムの構築といったことが今まで以上に求められることとなる。

監督当局による厳格な監督管理態勢維持、競争のいっそうの激化、科学技術の急速な発展など、環境変化が想定されるなか、新たなビジネスチャンスの獲得に向けては、転換と革新が不可欠であるといえる。例えば社会保障面から見た場合、医療、年金といった分野における政策が深化していくなか、それらと連動していくことで、保険業界の社会保障機能・補完機能はいっそう強化されることとなり、拡大する市場ニーズの持続的な獲得を実現することが可能となる。また、高齢化の加速と人口構造の変化も、健康保険、年金保険などの商品・サービス需要が拡大することが想定される。他にも商品・サービス面では、科学技術の発展・成熟に伴い、保険会社はデータ分析を通じて顧客ニーズをより正確に把握することが可能となり、それによって顧客ニーズに沿ったより多くのカスタマイズされた保険商品・サービスの提供が可能となる。

業界全体としては上述の通りであるものの、業界実態としては二極化が進展しており、大手生命保険会社はスケールと長年の蓄積による生命保険業発展の陣痛期を乗り越えつつある一方、中小生命保険会社については、資本補強ルートの制限・規模拡大面での販路制限・資産運用ルートの制限等を受けている状況にある。生き残りを賭け、如何なる差別化戦略によって現状を打破するかが、中小生命保険会社にとっては大きな課題であると言える。

<建議>

1. 外資合併保険会社規制関係

① 「外資保険会社管理条例実施細則」関連条項の制限緩和

2019年11月29日より施行されている「外資保険会社管理条例実施細則」5条では「外資保険会社主要株主が取得した持分に対し、取得日より5年以内に譲渡しないことを承諾しないといけない（通称：5年間ロックアップルール）」と定めている。当条例は、中国保険市場進出後十数年経過している外資保険会社の持分構造の最適化、ガバナンス体制の構築を阻害する要因となっている。5年間ロックアップルール対象の精緻化、例えば当規定施行前に20年以上が経過している外資保険会社を対象外とするあるいは削除するよう要望する。

② 「保険会社持分管理弁法」関連条項の制限緩和

2018年4月10日より施行されている「保険会社持分管理弁法」では、保険マーケットへ参入する一般企業（非保険企業）の保険会社株主になるための条件を強化し、また、保険会社のガバナンス体制規範化を目的に、出資比率上限（1社あたり上限：保険会社の登録資本の1/3）を設けている。これにより、外資合併保険会社における中方パートナー（中国の非保険企業）の選択肢は制限を受けている。中国保険市場の開放と健全な発展・促進を目的に、外資合併保険会社における株主条件を細分化、例えば、一定条件〔コンプラ順守、ガバナンス体制、資本力、合併目的等〕を満たす優秀な中方パートナー（中国の非保険企業）については、出資比率上限の緩和或いは撤廃を要望する。

2. 業界情報開示

③ 中国保険年鑑等の整合性

中国保険年鑑等の統計データに連続性がないため、データそのものに対して確実性への疑問が残る。同年鑑は、省ごとの集計方法が異なっており、整合性が取れていないケースが散見され、データ収集が困難な状況である。統計の仕様や集計方法等を統一するなどの対応をするよう要望する。

④ 業界統計データの再公表

国家金融管理監督総局（元銀保監会）が毎月公表していた個社ごとの保険料収入等のデータが公表されなくなった。各社HPによる公式なりソースの中でも各社のチャネル（個人、法人、窓販、ネット・テレマ等）別業績データが公表されていないため、市場をより正確に把握するためには是非再公表するよう要望する。